

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年5月14日

京都市長 門川 大作

京都市規則第4号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2 1第32号及び第33号を次のように改める。

- (32) 農業振興センター所長
- (33) 京北農林業振興センター所長

別表第2 1第63号及び第64号を次のように改める。

- (63) 上下水道局技術監理室地域事業課長
- (64) 上下水道局技術監理室地域事業課京北分室担当課長

別表第4中「第43号 京北農林事務所長」を「第43号 京北農林業振興センター所長」に、「第47号 上下水道局総務部地域事業課長」を「第47号 上下水道局技術監理室地域事業課長」に、「第54号 音楽高等学校教頭（事務長が置かれているときは、事務長）」を「第54号 京都堀川音楽高等学校教頭（事務長が置かれているときは、事務長）」に、「第64号 上下水道局総務部地域事業課京北分室担当課長」を「第64号 上下水道局技術監理室地域事業課京北分室担当課長」に、

「第158号 北部農業指導所長 「第158号 北部農業振興センター所長
第159号 西部農業指導所長 を 第159号 西部農業振興センター所長
第160号 東部農業指導所長 第160号 東部農業振興センター所長」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)